

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(令和2年度実施政策)

(総務省R2-⑦)

政策 ^(※1) 名	政策7:選挙制度等の適切な運用					担当部局課室名	自治行政局選挙部選挙課、管理課、政治資金課他3室		作成責任者名	自治行政局選挙部管理課長 清田 浩史
政策の概要	社会ニーズ等に対応した選挙制度に係る調査研究、選挙の管理執行体制の改善や選挙制度の周知等を実施するとともに、政治資金収支報告書の公表等による政治資金の透明化を図る。						分野【政策体系上の位置付け】		選挙制度等	
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	最終アウトカム: 民主政治の健全な発達 中間アウトカム: 日本国憲法の精神に則り、選挙制度を確立し、その選挙が公明且つ適正に行われることを確保するとともに、政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、政治資金の収支の状況を明らかにし、公明で公正な政治活動を確保する。						政策評価実施予定期間		令和3年8月	
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	目標(値)	年度ごとの目標(値)	年度ごとの実績(値) ^(※2)					測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
施策手段		基準年度	目標年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度				
公職選挙法の趣旨に則り、選挙制度の確立に寄与すること	投票率の向上に向け有権者が投票しやすい環境を整備する ① 選挙制度に関する調査研究を行うとともに、有権者が投票しやすい環境整備の方策等を検討し、制度改正を実施<アウトプット指標>	学識経験者・実務者で構成する「投票環境の向上方策等に関する研究会」等にて選挙制度に関する調査研究を行い、ICTを活用した投票環境の向上等を柱に各方策の検討を実施	平成29年度	選挙制度に関する調査研究を行い、平成30年度に取りまとめ予定の研究会報告等を踏まえて、実施可能なものから制度改正を実施	令和2年度	選挙制度に関する調査研究を行い、研究会報告をとりまとめ、実施可能なものから制度改正を実施	選挙制度に関する調査研究を行うとともに、これまでの研究会報告等を踏まえて、実施可能なものから制度改正を実施	選挙制度に関する調査研究を行うとともに、これまでの研究会報告等を踏まえて、実施可能なものから制度改正を実施	投票率が低下傾向にある中、選挙制度に関する調査研究を行う必要があり、ICT技術の進展等を踏まえて、有権者が投票しやすい環境を一層整備する必要があることから、指標として設定。 【参考(衆・参各5回ずつの投票率)】 ○第48回衆議院議員総選挙(H29.10施行) 53.68% ○第47回衆議院議員総選挙(H26.12施行) 52.66% ○第46回衆議院議員総選挙(H24.12施行) 59.32% ○第45回衆議院議員総選挙(H21.8施行) 69.28% ○第44回衆議院議員総選挙(H17.9施行) 67.51% ○第25回参議院議員通常選挙(R1.7施行) 48.80% ○第24回参議院議員通常選挙(H28.7施行) 54.70% ○第23回参議院議員通常選挙(H25.7施行) 52.61% ○第22回参議院議員通常選挙(H22.7施行) 57.92% ○第21回参議院議員通常選挙(H19.7施行) 58.64% ○第20回参議院議員通常選挙(H16.7施行) 56.57%	

公明かつ適正な選挙執行を実現するため、国民の選舉に対する意識向上させること	主権者教育の推進のため、常時啓発事業の実施等 2 常時啓発事業の実施及び選挙管理委員会等が実施する主権者教育等の取組の支援等 <アウトプット指標>	参加・実践等を通じた政治意識の向上を図るための常時啓発事業の実施(高校生向けの副教材の作成等)や選管等が実施する出前授業に対する支援(主権者教育アドバイザーの派遣等)を実施	平成29年度	参加・実践等を通じた政治意識の向上を図るための常時啓発事業の実施(高校生向けの副教材の作成等)や選管等が実施する出前授業に対する支援(主権者教育アドバイザーの派遣等)を実施	令和2年度	○主な取組 ・高校生向け副教材の作成:新1年生用 約130万部 ・主権者教育アドバイザー派遣:80件実施 ○その他の取組 ・若者啓発イベントの開催 参加者:約70人 ・モデル事業:3件実施 ・研修事業:21件実施 ・選挙啓発動画の作成 ・大学生等との連携による啓発チラシの作成 ・選挙出前授業見本市の開催 ・出前授業の取組状況:実施選管769団体、実施高校1,528校、その他学校(小学校、中学校、大学、専修学校、特別支援学校)1,494校	○主な取組 ・高校生向け副教材の作成:新1年生用 約120万部 ・主権者教育アドバイザー派遣:57件実施 ○その他の取組 ・若者啓発イベントの開催 参加者:約2,653人 ・モデル事業:1件実施 ・研修事業:21件実施 ・選挙出前授業見本市の開催 ・出前授業の取組状況:実施選管738団体、実施高校1,248校、その他学校(小学校、中学校、大学、専修学校、特別支援学校)1,442校	—	<p>いずれの選挙においても投票率が低下傾向にあるため、投票行動につながるような、参加・実践等を通じた政治意識の向上事業などを実施する必要があるため、常時啓発事業の実施等を指標として設定。</p> <p>特に若者の投票率が著しく低い中、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことを踏まえ、選挙が公明かつ適正に行われるよう、新たに投票の権利を得る若者に対して、選挙人の政治意識の向上を図っていくことが重要であることから、高校生に向けた主権者教育の推進事業の柱である出前授業の実施選管数を別途、指標として設定。</p> <p>※主権者教育とは、「若者の政治意識の向上」、「将来の有権者である子供たちの意識の醸成」、「地域の明るい選挙推進協議会活動の活性化」を柱とした取組を進めることなどにより、国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、判断し、行動していく「主権者」を育てるもの。</p> <p>【参考(直近の国政選挙投票率)】 ○第48回衆議院議員総選挙(H29.10施行) 全体会員 53.68% 10代 40.49%</p> <p>○第25回参議院議員通常選挙(R1.7施行) 全体会員 48.80% 10代 32.28%</p> <p>【参考(平成29年度取組実績)】 ○主な取組 ・高校生向け副教材の作成:生徒用 約130万部、教師用約1万4千部 ・主権者教育アドバイザー派遣:39件実施 ○その他の取組 ・若者啓発イベントの開催 参加者:約1,100人(Youtube Live視聴者を含む) ・モデル事業:7件実施 ・研修事業:21件実施 ・若者啓発クイズ動画の作成 ・大学生等による選挙出前授業モデルの作成 ・選挙出前授業見本市の開催</p> <p>【参考(平成29年度出前授業の取組状況)】 ○実施選管787団体、実施高校1,517校、その他学校(小学校、中学校、大学等)1,315校</p>
公明かつ適正な国民投票の執行を実現するため、国民投票制度の認知度を高めること	国民投票制度の内容の周知啓発による環境整備 3 国民投票制度の認知度<アウトカム指標>	国民投票制度の認知度:82.8%(第48回衆議院議員総選挙全国意識調査(平成30年7月公表)による)	平成29年度	国民投票制度の認知度:80%以上	令和2年度	<p>国民投票制度の認知度:80%以上</p> <p>— (国政選挙等がなかつたため調査を実施せず)</p> <p>83.9% (第25回参議院議員通常選挙全国意識調査)</p> <p>—</p>	<p>国民投票権年齢を18歳に引き下げる等を内容とする憲法改正国民投票法改正法が平成26年6月20日に公布・施行され、施行後4年以降は投票権年齢が18歳に引き下がることを踏まえ、制度内容を有権者、選挙管理委員会等へ周知啓発を行う必要があるため、指標として設定。</p> <p>※国民投票制度の認知度は、(公財)明るい選挙推進協議会が国政選挙及び統一地方選挙後に実施する全国意識調査にて、国民投票制度を①よく知っている、②だいたい内容を知っている、③内容は知らないが「国民投票(制度)」という言葉は聞いたことがあるという回答数を基に算出している。</p>		

政治資金の透明性を確保すること	4	政治団体の収支報告書が提出され、その内容が公開されること 総務大臣届出政治団体の収支報告書提出率(収支報告書定期公表率) <アウトプット指標>	政党本部:100% 政党支部:100% 政治資金団体: 100% 【平成28年分収支報告】	平成 29年度	政党、政治資金団体 について、提出率 100%	令和 2年度	政党、政治資金団体 について、提出率 100%	政党、政治資金団体 について、提出率 100%	政党、政治資金団体 について、提出率 100%	—	政治資金の収支については、それぞれの政治団体の収支報告書の公開を通じて国民の監視の下に置かれており、その是非など収支報告書の内容に対する判断は、国民に委ねられているものであり、収支報告書の提出率が高まることは、政治資金の透明性確保につながることから、指標として設定。 【参考(提出団体数 H30年分)】 (総務大臣届出分) ・政党本部 11団体 ・政党支部 174団体 ・政治資金団体 2団体 ・その他の政治団体 2,752団体 ※上記のうち国会議員関係政治団体 745団体 (総務大臣及び都道府県選管届出分) ・全政治団体 57,891団体
			国会議員関係政治団体の過去3ヵ年平均の提出率: 94.8% 【平成26年分～平成28年分収支報告】	平成 29年度	国会議員関係政治団体について、過去3ヵ年平均の提出率以上 【平成29年分～令和元年分収支報告】	令和 2年度	国会議員関係政治団体について、過去3ヵ年平均の提出率以上 【平成27年分～平成29年分収支報告】	国会議員関係政治団体について、過去3ヵ年平均の提出率以上 【平成28年分～平成30年分収支報告】	国会議員関係政治団体について、過去3ヵ年平均の提出率以上 【平成29年分～令和元年分収支報告】	—	
			政治団体全体の過去3ヵ年平均の提出率: 89.6% 【平成26年分～平成28年分収支報告】	平成 29年度	政治団体全体で、過去3ヵ年平均の提出率以上 【平成29年分～令和元年分収支報告】	令和 2年度	政治団体全体で、過去3ヵ年平均の提出率以上 【平成27年分～平成29年分収支報告】	政治団体全体で、過去3ヵ年平均の提出率以上 【平成28年分～平成30年分収支報告】	政治団体全体で、過去3ヵ年平均の提出率以上 【平成29年分～令和元年分収支報告】	—	

達成手段 (開始年度)	予算額(執行額) ^(※3)			関連する指標 ^(※4)	達成手段の概要等	令和2年度行政事業レビュー事業番号
	平成30年度	令和元年度	令和2年度			
(1)選挙制度等の整備に必要な経費 (参加・実践等を通じた政治意識向上に要する経費除く。)	55百万円 (33百万円)	62百万円 (41百万円)	61百万円	1,4	<p>国外に居住する選挙人について選挙権行使の機会を保障するため、在外選挙人名簿登録事務(市町村選挙管理委員会に委託)に必要な諸様式や在外投票に必要な投票用紙等の物資を作成し、在外公館及び市町村選挙管理委員会に対し送付する。國政選挙について、都道府県又は市町村選挙管理委員会に対し、必要な技術的助言等をし、事務の適正な処理に関する情報を提供するために必要となる統計をまとめる。選挙の公正を確保しつつ、有権者が投票しやすい環境を整備し、投票率の向上を図るための具体的方策について検討するため、研究会を開催する。政治資金規正法及び政党助成法に基づき、政治団体から提出される収支報告書等について形式審査及び要旨の官報告示を行うとともに、収支報告書等を閲覧に供する。また、請求に応じ少額領収書等の写しの開示業務を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 代替指標／在外選挙人名簿登録者数: 100,745人(令和元年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・在外選挙人名簿登録者数: 100,745人(令和元年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 選挙制度等の整備に必要な経費を措置することにより、研究会等を開催し、必要な技術的助言等を行うことで、都道府県又は市町村選挙管理委員会にて適切な選挙制度が行われ、公職選挙法に則った選挙制度が確立することに寄与する。</p>	0025
(2)参加・実践等を通じた政治意識向上に要する経費(昭和32年度)	107百万円 (93百万円)	119百万円 (112百万円)	118百万円	2,3	<p>(1)高校生向け副教材の作成、(2)選挙権年齢引下げの周知啓発、(3)選挙啓発研修会開催、(4)参加型学習教材作成</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 参加者数の前年度比増 ・代替指標／研修会(3種類)への参加者数: 709人(令和元年度) 参加者数の前年度比増 ・代替指標／啓発イベントへの参加者数: 2,653人(令和元年度) 高校生向け副教材の作成 ・代替指標／副教材の作成部数: 121万部(令和元年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 研修会(3種類)の1種類ごと開催数: 16回(令和元年度) 若者フォーラムの開催数: 1回(令和元年度) 高校生向け副教材の配布学校数: 6,530校(令和元年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 参加・実践等を通じた政治意識向上の事業を実施することにより、国民一人一人が政治や選挙に強い関心を持ち、主権者としての自覚と豊かな政治常識、高い選挙道義を身につけることで、有権者の投票参加を促すとともに、公正かつ厳正な選挙執行の実現に寄与する。</p>	0026
(3)マイナンバーカードの選挙事務への活用等に関する調査研究事業・政見放送手話通訳士研修会の事務委託事業(平成29年度)	23百万円 (13百万円)	—	—	1	<p>更なる有権者の利便性向上のため、選挙の公正を確保することを前提として、選挙事務においてマイナンバー制度を活用することができれば、有権者及び選挙事務を行なう選挙管理委員会の双方にとってメリットをもたらすものであると考えられるため、今後のマイナンバー制度の利用範囲の拡大にあわせて、マイナポータル及びマイナンバーカードを活用した選挙事務の実施可能性について調査研究を行う。また、参議院選挙区選挙において手話通訳を付すために必要な政見放送における手話が可能な手話通訳士を十分に確保するため、研修履修者数の少ない地方都市等の手話通訳士を主な対象として全国各地の主要都市において「政見放送手話通訳士研修会」を開催する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 新たにマイナンバー制度等を活用した選挙事務を行う団体数: 150(令和元年度) 政見放送手話通訳士研修会の履修者数: 98人(平成30年度) 【活動指標(アウトプット)】 調査研究結果報告書の作成: 1回 政見放送手話通訳士研修会の開催件数: 4回 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 マイナンバーカードの選挙事務への活用等に関する調査研究事業・政見放送手話通訳士研修会の事務委託事業により、今後のマイナンバー制度の利用範囲の拡大にあわせて、マイナポータル及びマイナンバーカードを活用した選挙事務の実施可能性について調査研究を行うとともに、研修履修者数の少ない地方都市等の手話通訳士を主な対象として全国各地の主要都市において「政見放送手話通訳士研修会」を開催し、手話通訳士を確保することで、民主政治の健全な発達に寄与する。</p>	—

(4)	衆議院議員総選挙に必要な経費(平成29年度)	—	—	—	—	平成29年10月22日に実施した第48回衆議院議員総選挙の投票、開票及び選挙会等の事務、公営制度並びに当該選挙に関し必要と認められる事項の選挙人への周知等選挙の管理執行に必要となる経費について、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(以下「執行経費基準法」という。)等に基づき、都道府県や日本郵便株式会社、新聞広告業者など関係する事業者に交付したもの。また、同日併せて執行された第24回最高裁判所裁判官国民審査(最高裁判所裁判官国民審査法第2条の規定による)における審査公報及び裁判官氏名等掲示の作成等を行うために必要な経費と、執行経費基準法に基づき、都道府県に交付したもの。 【成果指標(アウトカム) 公正な国政選挙の確実な実施・代替指標／実施した選挙の数:2(平成28年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 衆議院議員総選挙等に必要な経費を支出することにより、公職選挙法等の趣旨に則った公明かつ適正な選挙執行等がなされることで、民主政治の健全な発達に寄与する。	—	
(5)	参議院議員通常選挙に必要な経費(令和元年度)	—	57,079百万円 (55,813百万円)	0百万円	—	第25回参議院議員通常選挙の投票、開票及び選挙会等の事務、公営制度並びに当該選挙に関し必要と認められる事項の選挙人への周知等選挙の管理執行に必要となる経費について、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(以下「執行経費基準法」という。)等に基づき、都道府県や日本郵便株式会社、交通事業者等関係する事業者に交付したもの。 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 参議院議員通常選挙に必要な経費を支出することにより、公職選挙法等の趣旨に則った公明かつ適正な選挙執行等がなされることで、民主政治の健全な発達に寄与する。	0027	
(6)	投票環境の向上等に要する経費	—	23百万円 (18.1百万円)	23百万円	1	・タブレット端末などの汎用機を用いた電子投票機による電子投票の改善等について調査研究の実施。 ・研修履修者数の少ない地方都市等の手話通訳士を主な対象として全国各地の主要都市において「政見放送手話通訳士研修会」を開催。 【成果指標(アウトカム) 調査研究により整理した課題の数等:1件(令和元年度) 政見放送手話通訳士研修会の履修者数:60人(令和元年度) 【活動実績(アウトプット) 調査研究報告書の作成:9.9百万円(令和元年度) 政見放送手話通訳士研修会の開催件数:4件(令和元年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 電子投票の改善等の調査研究を行うとともに、研修履修者数の少ない地方都市等の手話通訳士を主な対象として全国各地の主要都市において「政見放送手話通訳士研修会」を開催し、手話通訳士を確保することで、有権者が投票しやすい環境の整備に寄与する。	0028	
(7)	公職選挙法(昭和25年)	—	—	—	1~3	日本国憲法の精神に則り、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長を選ぶ選挙制度を確立し、その選挙が選挙人の自由に表明せる意思によって公明かつ適正に行われることを確保し、もつて民主政治の健全な発達を期する。	△	
(8)	日本国憲法の改正手続に関する法律(平成19年)	—	—	—	3	日本国憲法第96条に定める日本国憲法の改正について、国民の承認に係る投票に関する手続を定めるとともに、あわせて憲法改正の発議に係る手続の整備を行う。	△	
(9)	政治資金規正法(昭和23年)	—	—	—	4	議会制民主政治の下における政党その他の政治団体の機能の重要性及び公職の候補者の責務の重要性に鑑み、政治団体及び公職の候補者により行われる政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、政治団体の届出、政治団体に係る政治資金の收支の公開並びに政治団体及び公職の候補者に係る政治資金の授受の規正その他の措置を講ずることにより、政治活動の公明と公正を確保し、もって民主政治の健全な発達に寄与する。	△	
政策の予算額・執行額		185百万円 (143百万円)	59,833百万円 (58,255百万円)	202百万円	政策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
						—	—	—

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることがある。